

品川駅周辺 まちづくり協議会 規約

(名称)

第1 本会議は、「品川駅周辺 まちづくり協議会」(以下、「協議会」という。) という。

(目的)

第2 品川駅周辺においては、国内外への広域アクセスに優れた立地特性を活かしながら、日本の成長を牽引する国際交流拠点の形成を図ることが求められている。このため、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、まちづくりや都市基盤等について、都市計画等を見据えた計画を作成する。

本協議会の役割は、次のとおりとし、具体的な検討は、各部会において行うものとする。

- (1) まちづくりや都市基盤等の将来像の実現にむけた関係者間の合意形成を図ること
- (2) 各部会における検討の経過報告及び関係者間調整を行うこと

(検討事項)

第3 協議会は、ガイドラインで定める優先整備地区等及び都市基盤における次に掲げる事項について、協議検討する。

- (1) まちづくりに関する都市計画、事業手法などに関すること。
- (2) 基盤整備に関する都市計画、事業手法などに関すること。
- (3) その他、上記に関すること。

(構成)

第4 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 委員の追加等の変更は、本会の議を経てできるものとする。

(座長)

第5 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

(開催)

第6 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 本協議会は、原則非公開とする。なお、本会の議を経て公開することができるものとする。

(書面による議事)

第7 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(部会等)

第8 座長は、協議会の運営を円滑に進めるため、部会を置くことができる。

- 2 部会には、必要に応じ、アドバイザーを設けることができる。
- 3 各部会にまたがる事項について、部会間を調整し、計画についての整合を図るため、各部会の検討状況により必要に応じて、調整会議を開催することができる。

(事務局)

第9 協議会の事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部、同都市基盤部、同市街地整備部、港区街づくり支援部及び独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部が行う。

(雑則)

第10 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則 この規約は、平成26年3月26日から施行する。

変更 この規約は、令和3年6月4日から施行する。

変更 この規約は、令和3年9月13日から施行する。
変更 この規約は、令和3年10月22日から施行する。
変更 この規約は、令和5年7月14日から施行する。
変更 この規約は、令和7年2月17日から施行する。
変更 この規約は、令和7年11月28日から施行する。

品川駅周辺まちづくり協議会 構成員名簿

所属・役職等

東京都 都市整備局 理事（座長）
 国土交通省 都市局 都市計画課 都市計画調査室長
 国土交通省 都市局 國際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室長
 国土交通省 都市局 市街地整備課 拠点整備事業推進官
 国土交通省 都市局 市街地整備課 企画専門官
 国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路事業調整官
 国土交通省 道路局 企画課 評価室長
 国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室室長
 国土交通省 鉄道局 施設課 企画調整官
 国土交通省 関東地方整備局 道路部長
 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長
 東京都 都市整備局 まちづくり調整担当部長
 東京都 都市整備局 都市基盤部長
 東京都 都市整備局 市街地整備部長
 東京都 都市整備局 防災都市づくり担当部長
 東京都 都市整備局 市街地建築部長
 東京都 建設局 道路建設部長
 東京都 下水道局 計画調整部長
 東京都 交通局 建設工務部長
 港区 街づくり事業担当部長
 品川区 都市整備推進担当部長
 東日本旅客鉄道株式会社 常務取締役
 東日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員
 東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部 東京企画開発部長
 東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 企画推進部長
 京浜急行電鉄株式会社 取締役常務執行役員 生活事業創造本部長
 株式会社西武不動産 取締役専務執行役員
 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 副本部長
 NTT都市開発株式会社 代表取締役副社長 開発本部長
 東京地下鉄株式会社 常務執行役員
 ※必要に応じ、適宜見直しできるものとする

（事務局）

東京都都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課
 東京都都市整備局 都市基盤部 街路計画課・交通企画課
 東京都都市整備局 市街地整備部 企画課
 港区 街づくり支援部 開発指導課
 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部